

議案第 3 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の施行に伴い、関係条例の整備その他所要の改正に必要な事項を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の全部改正に基づく所要の改正について必要な事項を定めるものとする。

(里庄町税条例の一部改正)

第 2 条 里庄町税条例（昭和 36 年里庄町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 2 第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(里庄町行政手続条例の一部改正)

第 3 条 里庄町行政手続条例（平成 9 年里庄町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 10 号中「、異議申立てその他の不服申立て」、「行政庁の」及び「決定」を削る。

(里庄町証明等手数料条例の一部改正)

第 4 条 里庄町証明等手数料条例（平成 12 年里庄町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 25 号を第 26 号とし、第 24 号を第 25 号とし、第 23 号を第 24 号とし、第 22 号の次に次の 1 号を加える。

(23) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 38 条第 1 項（他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による審理員（行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定により読み替えられる場合にあっては審査庁とし、他の法律において準用する場合にあっては当該法律の規定により読み替えられたものとする。以下同じ。）が行う写し等の交付又は同法第 81 条の規定による同条の機関が行う写し等の交付（交付用紙に A 4 番を超える大きさの規格を用いた場合は、A 4 番による用紙を用いたときの枚数に換算して枚数を計算する。ただし、両面印刷の用紙を用いるときは片面を 1 枚として額を算定する。） 次に掲げる交付の区分に応じ、当該区分に定める額

ア 乾式複写機による単色刷りの写し及び電磁的記録から単色刷りで出力したものの等の交付用紙（A 4 番以内片面）1 枚につき 10 円

イ 乾式複写機による多色刷りの写し及び電磁的記録から多色刷りで出力したものの等の交付用紙（A 4 番以内片面）1 枚につき 50 円

第 3 条に次のただし書きを加える。

ただし、町長（行政不服審査法第 38 条の規定により審理員が行う提出書類等の写し等の交付にあっては審理員、同法第 81 条の規定による同条の機関が行う写し等の交付にあっては当該機関。次条及び第 5 条において同じ。）が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(里庄町情報公開条例の一部改正)

第5条 里庄町情報公開条例（平成14年里庄町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第14条（見出しを含む。）中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）」に改め、同条第2項中「決定」を「当該審査請求に対する裁決」に改め、「却下するとき」の次に「又は審査請求の全部を認容し、開示決定をするとき（当該開示決定について第三者から反対意見が提出されているときを除く。）」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 第1項の審査請求については、法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（里庄町個人情報保護条例の一部改正）

第6条 里庄町個人情報保護条例（平成18年里庄町条例第18条）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

「第4節 不服申立て」を「第4節 審査請求」に改める。

第39条を次のように改める。

（里庄町行政不服等審査会への諮問）

第39条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下「開示請求等」という。）に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。（当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容して訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容して利用停止をすることとするとき。

2 前項の審査請求については、法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第40条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第41条を次のように改める。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第41条 第20条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第42条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第43条及び第44条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

(里庄町道路占用条例の一部改正)

第7条 里庄町道路占用条例(平成26年里庄町条例第24号)の一部を次のように改正する。

様式第2号(第8条関係)及び様式第4号(第10条関係)中の「この道路占用許可について不服があるときは、道路法第96条及び行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に定めるところにより、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に県知事に審査請求することができる。また、同期間内に里庄町長に異議申立てをすることができる。」を「この道路占用許可について不服があるときは、道路法第96条及び行政不服審査法(平成26年法律第68号)に定めるところにより、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で町長に対して審査請求をすることができる。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた請求に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。